**第４回しそうビジネスサポート　企業展示会出展要綱**

◇ 出展者の定義

企業展示会出展者（以下、「出展者」という。）とは、「第４回しそうビジネスサポート」企業展示会に出展を行う事業所のことをいいます。

◇ 出展資格

出展者は、主催者の定める企業展示会開催主旨に沿う製品、技術、サービス等を提供する事業所とし、主催者は以下のような基準に沿って製品等が展示に適するか否かを決定する権利を有します。

・著作権及び特許権等、権利を侵害する恐れがないこと

・公序良俗に反する団体等によるものでないこと

・反社会的勢力と認められる団体等によるものでないこと

・その他関連法令等に抵触するおそれがないこと

◇ 物品販売

主催者が認める場合、出展者は物品販売を行うことができます。

物物販売を行うことを希望するときは、主催者へ事前に届け出が必要となります。

◇ 展示ブース・物品販売コーナーのサイズ

・展示ブースサイズは、間口1.8ｍ×奥行1.2ｍ×高さ1.8ｍとします。

・物品販売の場所は屋外で、間口5.4ｍ×奥行3.6ｍのテント一張とします。ただし、希望者数により縮小する事があります。

◇ 出展料

・展示ブース(1ブースあたり)

宍粟市商工会員　　：５，４００円（税込み）

宍粟市商工会員以外：６，４８０円（税込み）

・物品販売（１区画あたり）

宍粟市商工会員　　：３，２４０円（税込み）

宍粟市商工会員以外：４，３２０円（税込み）

◇ 出展料に含まれるもの

・展示ブース：ブース使用料　壁面パネル　社名版１枚

テーブル１台　パイプ椅子１脚

・物品販売：テント　テーブル2台　椅子2脚

◇ 出展料の支払い

出展者は、主催者による出展申し込み承認後、所定の日までに第４回しそうビジネスサポート実行委員会事務局へ出展料を振込むこととします。

◇ 出展の取消し

参加申込書提出後の取消しは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情により取り消す場合は、書面により主催者へ通知のうえ、次に定める取消料をお支払いいただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 書面による出展取消の通知を主催者が受理した日 | 取消料(税込み) |
| 平成３０年１０月３１日まで | 出展料の５０％ |
| 平成３０年１１月　１日以降 | 出展料の全額 |

◇ ブース位置の決定

ブース位置は出展内容、出展者数、会場構成等を考慮して主催者が決定します。

◇ ブース転貸等の禁止

出展者は、主催者の承諾なしに、契約ブースの全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

◇ 会場内の行為の制限

・出展者は、展示会場に適用される防火及び安全にかかわるすべての規則、法規を遵守してください。

・消防法に基づく危険物を持込む場合は、あらかじめ事務局に対してその旨を通知すると同時に、所轄の消防署に許可を受けてください。

・出展者は、通路や本展示場外等自社展示スペース以外での展示・宣伝を行うことはできません。

・出展者が来場者の安全、又は会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示、若しくは行為を行っていると主催者が判断した場合、出展者は主催者の要求に従い、その展示若しくは行為を中止しなければなりません。この場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展料等を返却いたしません。

・ 展示ブース内での食品の調理・製造は一切禁止します。但し、試飲・試食は認めますが、その場合には、一口程度で試飲・試食であることを明示し、使い捨て容器を使用してください。なお、食品衛生上危険度の高い寿司・刺身・その他生もの・サラダ・アイスクリーム等の試飲・試食は一切禁止します。

実際のビジネスマッチングにあたっては、各事業所様の意思により行っていただくもので、主催者が主体的に紹介・斡旋を行うものではありません。

・工業所有権の侵害若しくはそのおそれのある物、又は裸火を使用する物は一切禁止します。

・展示ブース内でのマイクの使用は一切禁止いたします。なお、ブース内のＡＶ機器の音量や商品自体が発生する音量は、ブース全面２メートルにて計測して６０ホーン以下（普通の会話ができる程度）とします。

・基礎ブースの壁面（パネル）に画びょう・釘等を打付けることは一切禁止します。損傷した場合（穴あけ、キズ、汚れ、粘着等）は損害賠償の対象となり、後日請求となりますので注意してください。

・展示物の高さの上限はブースの高さ程度（約１．８ｍ）までです。なお、浮遊物（アドバルーン等）は構造物と同等の扱いとします。

・展示会場でのガス・エア・給排出設備・インターネット回線・荷役機械使用等については、申込書に明記して届け出てください。

◇ 補償

出展者が、展示場の設備又は人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任にとなります。

◇ 会場管理と免責

主催者は、会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、出展物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその一切の責任を負わないものとします。

◇ 法的保護等

主催者は、本展におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルに一切の責任を負いません。また、出展内容は一般公開となりますので、特別なノウハウ等についての知的財産権は出展者の責任において対応してください。

◇ 個人情報の取扱いについて

出展者は、本展出展申込に際し、主催者が収集した個人情報について、本展の開催及び次年度以降に開催する企業展示会並びに同展示会の事前・事後のビジネスマッチング活動に係る目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意するものとします。

◇ 企業展示会の中止・中断

天災、その他の不可抗力によって本展示会が開催不能、又は継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止、又は中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた一切の損害については責任を負わないものとします。

◇ 要綱の遵守

出展者は、主催者が定める一連の要綱を遵守することに同意するものとします。万が一、要綱に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展をお断りすることがあります。この際生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

①宍粟市産業部ひと・はたらく課

　〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6

　TEL:0790-63-3166　FAX:0790-63-1282

　Mail:hitohataraku-ka@city.shiso.lg.jp

②宍粟市商工会経営支援課

　〒671-2577 宍粟市山崎町山崎205

　TEL:0790-62-2365　FAX:0790-62-4731

③西兵庫信用金庫企業支援部

　〒671-2595 宍粟市山崎町山崎190

　TEL:0790-62-7701　FAX:0790-62-5891

■ お申込・お問合せ